

諸規程・規則集

(1)	学生活動一般援助金支給内規	P.2
(2)	学友会クラブ活動特別援助金支給規程	P.3~4
(3)	文教大学学生表彰規程	P.5
(4)	文教大学学生個人特別表彰内規	P.6
(5)	文教大学課外活動表彰内規	P.7
(6)	文教大学学友会公認団体学外指導者表彰規程	P.8
(7)	越谷校舎第2・第3グラウンド使用内規	P.9~10
(8)	越谷校舎学生団体部室使用規則	P.11~12
(9)	越谷校舎学生の掲示等に関する内規	P.13~14
(10)	文教大学課外活動団体に関する規程	P.15~17
(11)	文教大学課外活動団体の処分に関する内規	P.18~20

※綴込みの諸規程・規則集は 2021 年 4 月 19 日時点のものです。

規程の改廃等により内容が変更する場合があります。

2020 年 4 月 16 日
学生課 課外活動担当

学生活動一般援助金支給内規

(目的)

第1条 この内規は本学における課外活動の発展及び活動の維持のために助成することを目的とする。

(使途)

第2条 援助金の支給は、次のいずれかとする。

- (1) 部活動運営費補助
- (2) クラブ備品補助
- (3) 行事支援
- (4) その他、校舎責任者が認めたもの

(運用)

第3条 本内規の運用は、父母と教職員の会、藍蓼会から学生委員会が委嘱され行う。

(対象)

第4条 本学の学生または本学の学友会公認団体とする。

(手続き)

第5条 所定の申請書を校舎責任者に提出し、査定の上、申請者及び申請団体に支給する。

(報告)

第6条 所定の報告書を校舎責任者に提出する。

(改廃)

第7条 この内規の改廃は、学生委員会の議を経て決定する。

附 則

この内規は、昭和57年10月5日から施行する。

この内規は、平成7年4月1日改正施行する。

この内規は、平成25年9月11日から改正施行する。

この内規は、令和2年4月1日から改正施行する。

学友会クラブ活動特別援助金支給規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学の学友会に所属するクラブが、対外的に大学に寄与する活動を行い、そのクラブが臨時に資金を必要とする場合、これを援助することを目的とする。

(原資)

第2条 この制度は、毎年度予算及び文教大学父母と教職員の会、藍蓼会の各会からの学生活動特別援助基金をもってこれに充てる。

(申請団体)

第3条 援助金を申請できる団体は、学友会公認団体とする。また、対象はその団体ならびに団体所属の個人とする。

2 学友会クラブ活動特別援助金を必要とする団体は、校舎責任者に申請する。

(手続き)

第4条 援助金申請並びに支給の手続きは次のとおりとする。

(1) 事前に以下の書類を提出するものとする。

- ①申請書(所定用紙)
- ②大会要項(学連等発行物)等、活動の概要が分かるもの
- ③出場者名簿
- ④その他、校舎学生委員会が必要と認めた書類

(2) 事後に以下の書類を提出するものとする。

- ①活動報告書(所定用紙)
- ②結果等が掲載された会報等(学連等発行物)
- ③その他、校舎学生委員会が必要と認めた書類

(3) 援助金は、校舎学生委員会で決定し支給する。

(支給限度)

第5条 1回の支給額は70万円を上限に、次の各項に定めた額とする。なお、支給総額は当該年度の予算範囲として、校舎学生委員会で個々の支給額を決定する。

(1) 競技会等

①予選を通過して下記大会に進んだ場合

全国大会	申請額の2/3
東日本大会	申請額の1/2
関東大会	申請額の1/3

②予選本選が同時開催の大会に出場し、入賞者が出た場合

全国大会	申請額のうち入賞人数分の2/3
東日本大会	申請額のうち入賞人数分の1/2
関東大会	申請額のうち入賞人数分の1/3

③国外の大会等出場者または団体に出選された場合および学連等の代表として選出された場合
自己負担の1/2

(2) その他、校舎学生委員会が必要と認めた場合

(申請・支給範囲)

第6条 支給の対象となる費用は、参加費、旅費（交通費・宿泊費）の実費とし、そのうち前条にて定められた額を限度として学生委員会で決定し支給する。

2 申請の対象となる人数は、原則として実際に競技会等に参加登録している者とする。

3 旅費の基準については別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、学生委員会において決定する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程の施行に伴い、「学友会クラブ活動特別援助金支給内規」、「学友会クラブ活動援助金支給運用内規」を廃止する。

(3)

文教大学学生表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学学則第52条に基づき、在学中に特別な才能を発揮した個人および課外活動を通じて本学に著しく貢献した団体、個人の表彰について、必要な事項を定める。

(表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- (1) 文教大学個人特別表彰
- (2) 文教大学課外活動表彰

(表彰者)

第3条 この規程による表彰者は、次のとおりとする。

- (1) 前条1号による表彰者は、各学部が定める基準により選考された者
- (2) 前条2号による表彰者は、当該年度に課外活動、社会活動等で優秀な成績を収め、本学の名誉に貢献した者および団体

(表彰の基準および選考の手順)

第4条 前条各号における表彰者の基準および選考の手順については、別に定める「文教大学学生個人特別表彰内規」および「文教大学学生課外活動表彰内規」による。

(表彰の方法)

第5条 学長は、表彰者に表彰状および記念品を授与する。ただし、第2条2号の表彰については、記念品に替えて奨励金を授与することがある。

2 学長は、表彰者氏名、団体名とその事由を全学生あてに公示する。

(事務)

第6条 この規程の事務は、教育支援課又は学生課がこれを行う。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成4年4月1日から施行する。

課外活動表彰規程（昭和56年4月1日施行）を廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から一部を改正して施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(4)

文教大学学生個人特別表彰内規

本内規は、各学部の設置趣旨に基づいた人材の育成に資することを目的として、学生を表彰するために設ける。

1 選考の基準

各学部が定める施行細則による。

2 選考の手順

(1) 選考基準にあてはまる候補者につき、別に定める推薦書及び関係書類を添えて学生委員会に申告する。

(2) 学生委員会は、選考基準により候補者を選考し、学部教授会に報告し、承認を得なければならない。

(3) 学部教授会の議を経た候補者に関する選考の経緯について当該学部長は学長に報告しなければならない。

3 表彰の方法

文教大学学生表彰規程による。

4 内規の改廃、施行

(1) 本内規の改廃は、各学部教授会の議を経て大学審議会において決定する。

(2) 本内規は、平成7年4月1日から施行する。

文教大学課外活動表彰内規

(目的)

第1条 この内規は、文教大学学生表彰規程第4条の規程に基づき、基準および選考の手続き等について必要な事項を定める。

(表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号いずれかに該当する本学の学生または本学の学生を構成員とする団体(以下「学生等」という。)について行うものとする。

- (1) 課外活動において特に優秀な成績を収め、本学の名誉を高めたと認められる学生等
 - (2) 課外活動を支援し、課外活動の充実と振興に著しい貢献をしたと認められる学生等
 - (3) 文化・芸術・学術活動において特に顕著な功績を挙げたと認められる学生等
 - (4) 社会活動において特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受け、本学の名誉を高めたと認められる学生等
 - (5) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと校舎学生委員会が認めた学生等
- 2 当該年度において、前項各号のいずれにも該当する学生等のいない場合、表彰は行わない。

(選考委員会)

第3条 表彰者の選考を行うため、校舎学生委員会の中に選考委員会を設置する。

2 選考委員会の委員長は、校舎責任者がこれにあたる。

(選考の手順)

第4条 選考の手順は次のとおりとする。

- (1) 本学の教職員または各課外活動団体の顧問等による推薦の場合、所定の推薦書および関係書類(成績または成果を証明する記録の写し等(以下、「成果等写し」という。))を添えて選考委員会委員長に申請する。
 - (2) 学生本人による自己推薦の場合、所定の出願書類及び関係書類(成果等写し)を添えて選考委員会委員長に申請する。
- 2 選考委員会は、表彰の基準により候補者を選考し、学生委員会にこれを推薦する。
 - 3 学生委員会は、選考委員会からの推薦に基づき、表彰候補者を決定する。
 - 4 表彰者は、学生委員長の具申を受けて、学長がこれを決定する。

(改廃)

第5条 この内規の改廃は、大学審議会の議を経て学長が決定する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から改正施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から改正施行する。

文教大学学友会公認団体学外指導者表彰規程

(目的)

第1条 本規程は、本学の課外活動において、学友会公認団体を永年にわたり指導し、その発展に著しく貢献した学外指導者の表彰を目的とする。

(選考基準)

第2条 表彰の候補者は本学の教職員以外の者で、以下の第1項又は第2項に該当する者であること。

(1) 10年以上、その学友会公認団体を継続して指導にあたっている者

(2) 公の団体主催の広域的な活動、競技会等で、その学友会公認団体が優秀な成績を収め、あるいは社会的な評価を得たとき、指導にあたっている者

(選考手順)

第3条 学友会公認団体の顧問は、上記の選考基準にあてはまる候補者がいる場合、別に定める推薦書を作成し、校舎責任者に選考の申請をする。

2 校舎責任者は校舎学生委員会に図り、候補者を選考し、決定する。

(表彰方法)

第4条 校舎責任者は表彰者へ表彰状及び記念品を授与する。

(改廃)

第5条 本規程の改廃・施行は学生委員会での議を経て行う。

附則

本規程は令和3年4月1日から改正する。

本規程の制定に伴い、「文教大学越谷校舎学友会公認団体学外指導者表彰規程」は廃止する。

越谷校舎第2・第3グラウンド使用内規

(目的)

第1条 本学越谷校舎の第2グラウンドおよび第3グラウンドの適正な使用を図るため、本内規を定める。

(使用時間)

第2条 原則として、使用時間については、下記のとおりとする。

	使用時間	退出時刻
平日	12:00～20:00	20:30
土曜日	12:00～20:00	20:30
日曜・祝日	9:00～20:00	20:30

※退出時刻は厳守すること。

(手続)

第3条 第2グラウンドおよび第3グラウンドを使用する個人または学生団体は、定められた期日までに、活動許可願を学生課に提出し、校舎責任者の許可を受けなければならない。

2 前項に関わらず、第2条に定める使用時間のうち、平日の午後16時10分以前の使用については、活動許可願の提出を求めない。

(取消)

第4条 校舎責任者は、大学運営上必要な場合または使用されることが不相当と判断した場合は、使用許可を取り消すことがある。

(鍵の保管)

第5条 出入口および部室等の鍵は、各施設の管理室において保管する。

(休業期間)

第6条 定期メンテナンス期間およびその他大学が指定する期間は休業期間とし、使用を禁止することがある。

(遵守義務)

第7条 本施設を使用する個人または学生団体は、施設の使用を終えた時は、速やかに原状に復さなければならない。

(破損)

第8条 本施設を使用する個人または学生団体が施設、設備、備品等を破損した場合は、当該団体の責任者が修理または弁償するものとする。ただし、故意によって施設等を破損させた場合は、その行為の違法性・不当性について越谷校舎学生委員会に諮るものとする。

(内規の改廃)

第9条 本内規の改廃は、越谷校舎学生委員会において決定する。

附 則

本内規は、平成23年3月9日から施行する。

附 則

1. 本内規は、「第2グラウンド使用内規」を名称変更し、平成30年4月1日から改正施行する。
- 2 「第3グラウンド使用内規」は廃止する。

附 則

本内規は、令和2年4月1日より改正施行する。

越谷校舎学生団体部室使用規則

(目的)

第1条 本施設は、学生の課外活動助成のための施設であって、大学が必要性を認めた学生団体に使用を許可する。

(使用申請)

第2条 本施設の使用を希望する学生団体は、校舎責任者の許可を受けなければならない。

2 前項の使用の希望は、学友会総務部が取りまとめ、校舎責任者に申請を行う。

3 校舎責任者は、前項の申請が妥当だと判断した場合、本施設の使用を許可する。

(継続)

第3条 本施設を継続して使用することを希望する学生団体は、毎年5月末日までに、学生団体継続届に添えて、部室継続使用願を学生課に提出し、校舎責任者の許可を受けなければならない。ただし、特別な理由がある場合には、年度の途中からの利用を認めることがある。

(取消)

第4条 大学運営上必要な場合又は使用されることが不適当な場合、校舎責任者はその許可を取り消すことがある。

(管理責任)

第5条 本施設の管理運営の責任者は校舎責任者があたり、施設管理の責任者は施設課長があたる。各部室は、部の責任において管理し、部の責任者があたる。

(施錠)

第6条 鍵の管理は次のとおりとする。

正門警備室において保管する。部屋は、使用時間以外は厳重に施錠する。

2 警備室に保管するもののほかに、各部室につき1本まで鍵の所有を許可する。

3 前項の鍵の管理は、部の責任者があたる。

(使用時間)

第7条 原則として午前6時30分から午後20時30分とする。ただし、第2・第3グラウンドの本施設については、越谷校舎第2・第3グラウンド使用内規の定めるとおりとする。

2 やむを得ず上記時間外に使用する場合は、あらかじめ校舎責任者の許可を得なければならない。

(施設、設備等)

第8条 施設、設備などの破損修理は、不可抗力によるもの以外は部の責任において行う。

(火気)

第9条 火気の使用は禁止する。活動上必要な火気使用は校舎責任者の許可を得なければならない。

(清掃)

第10条 本施設は、整理整頓に努めなければならない。

(学外者の立ち入り)

第11条 本施設へ学外者が立ち入る場合は、あらかじめ校舎責任者の許可を得なければならない。

(改廃)

第12条 本規則の改廃は、越谷校舎学生委員会の議による。

附則

- 1 本内規は、平成30年4月1日より施行する。
- 2 「学生団体部室使用心得」及び「第2・第3運動場部室使用内規」は、廃止する。

附則

本内規は、令和2年4月1日より改正施行する。

越谷校舎学生の掲示等に関する内規

(内容)

第1条 宣伝、告示などのための掲示等を行う場合は、その内容が、学内秩序を乱すものであってはならない。

2 前項の秩序を乱すものとは、個人、団体を中傷、誹謗するもの、風紀を乱すもの、政治、政党活動、宗教活動に関わるものをいう。

(責任)

第2条 各掲示者は、本内規を厳守し、総務部、文化会本部及び体育会本部は、その履行に責任を負う。

(手続)

第3条 文化会、体育会所属団体は、各本部へ、その他の団体は総務部へ掲示責任者並びに掲示期間を届け、掲示物に各本部の印を受けなければならない。

2 前項以外の掲示物については、学生課の印を受けなければならない。

(場所)

第4条 掲示物の掲示は学生用の掲示板とする。

掲示にあたっては画鋏又はセロテープに限り、ガムテープ、のり等の使用は禁止する。

2 掲示物が多数に渡る事が予想される場合には、総務部、文化会本部、体育会本部の協議により制限する場合がある。

3 学生用掲示板以外の場所に上記掲示物を掲示するについては、学生委員会との協議により、一定時間、掲示が許可される場合がある。

(期間)

第5条 掲示期間は、原則として2か月以内とし、対象の催し物が終了次第、速やかに片付ける。

2 掲示期間内でも破損したものは直ちに片付ける。

3 入試期間、夏期、冬期休暇期間等の掲示は原則として認めない。

(立看板)

第6条 立看板による掲示は、内容、責任、手続、期間についてこの内規を準用する。

(文書)

第7条 文書の配布は、内容、責任、手続、期間について、この内規を準用する。

(1) 学内及びその周辺で、各種の文書を配布する場合は、交通の妨害にならぬようにする。

(2) 文書配布の際、スピーカー等の音量には、住民及び学内業務などの妨げとならぬよう細心の注意を払う。

(改廃)

第8条 本内規の改廃は、越谷校舎学生委員会の議による。

附 則

1 掲示物への届け出印は別に定める。

2 この内規は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、「掲示等に関する内規」を名称変更し、平成30年4月1日から改正施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から改正施行する。

文教大学課外活動団体に関する規程

(目的)

第1条 本規程は、本学の越谷校舎、湘南校舎、東京あだち校舎の学友会会則に定める本部団体（総務部、体育会本部、文化会本部、学園祭実行本部）、公認団体及び届出団体が活動する際に必要な事項を定める。

(課外活動団体の設立・継続・解散及び大学の公認)

第2条 課外活動団体の設立・継続・解散は、学友会会則及び本規程の定めによる。

2 学友会により設立・継続の手続がされ、学生委員会が認めた団体を、本学公認のクラブ・サークル（以下、「クラブ」という）とする。

(顧問)

第3条 クラブの顧問に就任することができるのは、学生委員長及び学生副委員長を除いた本学専任の教授、准教授、講師又は助教とする。ただし、特任教員は除く。

2 総務部、文化会本部、体育会本部、学園祭実行本部の顧問は、原則として当該校舎の学生委員が担当する。

3 顧問の任期は6月1日～翌年度5月31日とする。ただし、当該顧問が本学を退職する場合は退職日までとする。

4 顧問は、原則として2つ以上のクラブを兼任しないこととする。ただし、学生委員長が認めた場合はこの限りではない。

5 学生委員長は、各校舎の学友会から提出された届出に基づき、顧問の候補者を学長に推薦し、学長がこれを委嘱する。

6 顧問は、任期途中で辞任する場合には、学生委員長に届け出なければならない。

7 顧問が欠けた場合、クラブはすみやかに後任の候補者を届け出なければならない。後任が決定するまでの期間は、学生委員長が指名する学生委員が、臨時的にこれを代行する。

(顧問の職務)

第4条 顧問の職務は次の各号のとおりとする。

(1) 本学の方針（学則、学友会会則等）に従い担当するクラブの運営について指導、助言する。

(2) 学外に対して担当するクラブを代表する。

(3) 担当するクラブの活動を把握し、適切な指導を行う。

(4) 担当するクラブに事故等が発生した場合、大学及びクラブの構成員とともに問題解決のための対応を行う。

(5) 第5条に定める顧問会議に出席する。

(顧問会議)

第5条 顧問会議は、学生委員長、顧問及び第6条に定める学内指導者をもって構成する。

2 顧問会議の議長は学生委員長が行う。

3 顧問会議は、クラブに関する事項を協議するとともに各顧問、学内指導者の連絡を図る。

4 顧問会議は、原則として年1回以上開催する。

5 学生委員長又は学生副委員長は、必要に応じて、校舎ごとの顧問会議を開催することができる。この場合、議長は校舎責任者が行う。

(学内指導者)

第6条 顧問は、クラブの指導に必要な場合、学内指導者を置くことができる。学内指導者は、本学の教職員（非常勤含む）でなければならない。

2 学内指導者を置く場合、顧問が学生委員長に推薦し、学生委員長がこれを委嘱する。

3 学内指導者の任期は6月1日～翌年度5月31日とする。ただし、当該指導者が本学を退職する場合は退職日までとする。

4 顧問は、学内指導者が任期途中で辞任する場合には、学生委員長に届け出なければならない。

5 学内指導者の職務は、第4条2項を除き、顧問に準ずる。

（学外指導者）

第7条 顧問は、担当するクラブが、本学の教職員以外の者を指導者（以下、「学外指導者」という）として置くことを希望した場合、毎年度、学生委員長に届け出なければならない。

2 学外指導者の職務や報酬は、当該クラブとの契約によるものとし、原則として大学はこれに関与しない。ただし、学生委員長が不相当と認めた場合は、当該クラブに対して学外指導者の解任を勧告することがある。

3 顧問は、学外指導者が辞任または解任された場合には、学生委員長に届け出なければならない。

4 学外指導者は、その功績によって表彰する場合がある。表彰の基準については、別途定める。

（活動の手続き）

第8条 クラブが活動を行う場合は、あらかじめ活動許可願を提出し、学生委員長の許可を受けなければならない。

2 学生委員長は、次の各号に該当するときは前項の許可を取り消すことがある。

（1）大学が施設を利用する必要が生じたとき

（2）虚偽の記載により許可を受けていたとき

（3）活動に危険が伴うと判断したとき

（4）本学の教育研究活動の妨げになるとき

（5）その他特段の事情があるとき

3 学外で活動する場合の手続については、第1項及び第2項に準ずる。

4 手続の詳細は、学生課又は教育支援課が別途定める。

（遵守事項）

第9条 クラブは次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

（1）活動に際して大学が定める手続きを怠らないこと

（2）不法行為を行わないこと

（3）ハラスメント行為を行わないこと

（4）適切な会計処理を行うこと

（5）本学の教育研究活動を妨害しないこと

（6）社会通念上許されない行為を行わないこと

（7）活動の安全を確保すること

（クラブに対する処分）

第10条 クラブ又はクラブに所属する学生が、前条に反する行為又は文教大学越谷校舎課外活動団体に対する処分の申し合わせに定める行為を行った場合、クラブ又はクラブに所属する学生に対して処分することがある。

2 処分の詳細は、文教大学課外活動団体の処分に関する内規に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、学生委員会の議を経て、学生委員長が決定する。

附則

本規程は、2021年4月1日から施行する。

本規程制定に伴い、「文教大学学友会顧問会申し合わせ」、「文教大学越谷校舎課外活動に関する内規」は廃止する。

文教大学課外活動団体の処分に関する内規

(趣旨)

第1条 本内規は、本学の越谷校舎、湘南校舎、東京あだち校舎の学友会所属課外活動団体（以下、「クラブ」という）に対する教育的指導としての措置（以下、「処分」という）について定める。

(対象とするクラブ)

第2条 本内規においてクラブとは、学友会に所属する次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 学友会総務部
- (2) 文化会本部
- (3) 体育会本部
- (4) 学園祭実行本部（藍蓼祭実行本部、聳塔祭実行委員会、(仮)あだち祭実行委員会）
- (5) 文化会所属公認団体
- (6) 体育会所属公認団体
- (7) 届出団体

(処分の対象とする行為または事故)

第3条 クラブの活動において、次の各号に定める行為等があった場合に処分を行う。

- (1) 法令に違反した行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 会計上の不適切な行為
- (4) クラブの通常の活動から逸脱した行為により引き起こされた事故
- (5) クラブの安全な活動に対する不作為が原因で引き起こされた事故
- (6) 大学の教育研究活動を妨害する行為
- (7) 社会通念に反する行為
- (8) その他、前各号に定める行為又は事故に準ずるもの及びそれらを隠ぺいする行為

(処分の方法)

第4条 クラブに対する処分の方法は、次のとおりとする。

- (1) 廃部
- (2) 活動停止（有期・無期）
- (3) 嚴重注意
- (4) クラブが委嘱した指導者の解任勧告

2 前項の処分を命じた場合は、クラブ名、処分の方法及び処分理由を学内に掲示する。

(廃部)

第5条 処分対象となる行為が重大であり、クラブの活動の継続が適当でないと判断されるときは、学生委員会の議を経て、学生委員長は、クラブの廃部を命ずる。

2 廃部を命じた場合は、その後の活動許可を取り消すとともに、大学施設の使用を禁止する。

3 廃部を命じたクラブに対し、当該年度に大学（外郭団体を含む）から交付された援助金（全額または一部）の返還を求める場合がある。

(活動停止)

第6条 処分対象となる行為であって、指導により正常なクラブ運営が可能であると判断されるときは、学生委員会の議を経て、学生委員長は、クラブの活動停止を命ずる。

2 活動停止は有期または無期とする。

3 無期の活動停止の解除は、学生委員会の議を経て、学生委員長が行う。

4 活動停止中は、学生委員長は次の各号に掲げる措置を行う。

(1) 活動の禁止

(2) 大学施設の使用禁止

(3) 援助金の支給停止又は返還

(4) 反省文及び再発防止策の作成

5 学生委員長は、前項の措置に加え適宜、活動再開に向けた指導を行う。

6 第1項に関わらず、学生委員長は、活動再開に向けた教育視点から必要と判断したときは、クラブの社会奉仕活動等を認めることがある。

(学外指導者への解任勧告)

第7条 クラブを指導する学外指導者が、次の各号に該当する場合、学生委員会の議を経て、学生委員長は当該指導者の解任を勧告する。

(1) 第3条に定める行為に直接的又は間接的に関与していたとき

(2) クラブ内で第3条に定める行為があったことを認識していたにもかかわらず適切な対応を怠ったとき

2 クラブが、勧告に従わなかったときは、学生委員長は直ちに活動停止を命じることができる。

(厳重注意)

第8条 活動停止処分に至らない行為または事故であっても、学生委員会が当該クラブに対し指導が必要であると認めるときは、学生委員長は、クラブに厳重注意を行うことができる。

2 厳重注意は、行為の問題性を自覚させ反省を促すものとする。

3 厳重注意とした場合は、学生委員長は、当該クラブに対して次の各号に掲げる措置を行うことがある。

(1) 活動の一部制限

(2) 援助金の支給停止又は返還

(3) 反省文及び再発防止策の作成

(発生の報告)

第9条 クラブは、処分の対象とする行為又はその疑いが生じたときは、遅滞なく顧問に報告することとする。

2 クラブからの報告を受けた顧問は、遅滞なく学生委員会に報告しなければならない。

(事実関係の調査)

第10条 学生委員会は、処分の対象となる行為を把握したときは、関係者からの事情聴取等の調査を行い、事実関係を確認しなければならない。

(緊急の措置)

第11条 処分の対象とする行為またはその疑いが生じ、次の各号のいずれかに該当する場合は、学生委員会は当該クラブの処分が決定するまでの間、緊急措置としてクラブに対し活動を停止させることが

できる。

(1) 当該クラブが処分の対象とする行為を認めている場合

(2) 活動を継続させることにより、新たな問題又は事故が発生することが予見される場合

2 前項の措置により、活動を停止させた期間は、第6条の活動停止期間に含むことができる。

(処分案の作成・決定)

第12条 第10条の調査を経て、学生委員会は処分案を作成する。

2 学生委員会は、作成した処分案について、当該クラブの顧問の意見を求めなければならない。

3 学生委員会は、前項の意見を踏まえ処分案を決定する。ただし、処分案は顧問の同意を必須とするものではない。

4 処分は、前項の処分案をもとに、学生委員長が決定する。

(団体への通告)

第13条 学生委員長は、クラブの代表者及び顧問に対し、処分内容を文書により通告する。

(改廃)

第14条 本内規の改廃は、学生委員会にて決定する。

付則

本内規は、2021年4月1日から施行する。

付則

本内規の制定に伴い、「文教大学越谷校舎課外活動団体の処分に関する申し合わせ」は廃止する。